

7/23 葛飾納涼花火大会開催決定！ 協賛者(社)を募集します

今年は約12,000発が葛飾の夜空を彩ります。
 花火大会は皆さんの協賛金で運営されています。皆さんのご協賛をお願いします。

プログラム協賛

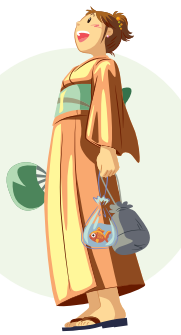
花火大会プログラムに貴社のPRやご芳名を掲載します。
 (何口でも可)

- ▷協賛金 1口1万円 ▷配布部数 約2万部
- PRスペースは、ご協賛いただいた金額(口数)に応じて割り振ります。
- 5万円以上のご協賛をいただいた方はロゴなどのデザイン入れもお受けします。

うちわ協賛

うちわに貴社のPRやご芳名を掲載し、配布します。
 また、1社単協賛のうちわはロゴなどのデザイン入れもお受けします。(何口でも可)

- ▷協賛金 10社程度連名/1口2万円 (サイズや連名相手の指定はできません)
- 1社単協賛/1口20万円
- ▷作成数 各2,500本



いずれも

▷プログラム・うちわに掲載するデザインは、協賛者(社)が作成してください。

▷プログラム・うちわ協賛者(社)には、もれなく協賛者席(自由席)券をお配りします。

▷花火大会が中止となった場合でも、プログラム・うちわ協賛金は払い戻しできません。

【協賛方法】

6月3日(月)までに所定の用紙による郵便振替でご入金ください。

【用紙配布場所】

花火大会実行委員会事務局・地域振興課(区役所4階405番)・区民事務所・図書館

葛飾観光ポータルサイト (<http://www.katsushika-kanko.com>) から取り出せます。郵送を希望する方は電話でご請求ください。

【担当】

〒125-0062 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか観光課内
 葛飾納涼花火大会実行委員会事務局 ☎3838-5558

**水道水がよりおいしく！
 金町浄水場の水が全て
 高度浄水処理になりました**

葛飾区に水道水を供給している金町浄水場(葛飾区金町浄水場1-1)の高度浄水施設(3期)が完成し、皆さまにお届けしている水道水が高度浄水100%となりました。高度浄水処理とは、通常の浄水処理に加えて、かび臭原因物質などを分解する「オゾン処理」と「生物活性炭吸着処理」を行うものです。一層おいしくなった水道水を安心してお飲みください。

【問い合わせ】
 東京都水道局金町浄水場
 ☎(5660)1161



常盤中学校避難所運営会議と金町マンション自治会が

「東京防災隣組」に認定されました

東京都は、地域防災力の向上を推進するため、地域で意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定しています。認定されると、その団体の取り組みが広く一般に知られるようになり、他の団体のお手本にもなります。

葛飾区からは、学校と地域が一体となった防災訓練を行っている常盤中学校避難所運営会議と、大規模住宅での要援護者の搬送訓練を行っている金町マンション自治会がそれぞれ認定を受けました。

【担当課】

防災課 ☎5654-8224



常盤中学校避難所運営訓練の様子



金町マンション自治会防災訓練の様子

葛飾吹奏楽団ジュニアバンド団員

を募集します

楽器初心者の方でも入団できます。貸し出し用の楽器もあります。5月19日(日)午後3時から入団説明会を行います(保護者同伴)。

【練習日時】 毎週土曜日午後1～6時

【練習・説明会会場】

総合教育センター(鎌倉2-12-1)

【対象】 区内在住の小学4年生～中学3年生

【費用(月額)】 2,000円(その他経費あり)

【申込方法】

電話かメール(「説明会」・氏名・学校名・学年・電話番号を記入)で、保護者がお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ】

葛飾吹奏楽団ジュニアバンド事務局 ☎090-6117-8010

メールアドレス jr.band-kassui@ezweb.ne.jp

【担当課】 文化国際課



消費生活情報



くらしのまど

特定商取引法が改正され、訪問購入が規制対象になりました

貴金属などの買い取り業者による強引な訪問買い取りから消費者を保護するため、勧誘方法などが規制されることになりました。主な改正点を紹介します。

【拒否課】

消費生活センター(立石5-27-1 ウィメンズバル内)

☎(5698)2311

不招請勧誘の禁止

訪問購入で、消費者から依頼のない飛び込みの勧誘がでなくなりました。消費者から査定を受けた場合のみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘は禁止されました。また、しつこい勧誘、買い取る物品の種類を明示しない勧誘も禁止されました。

書面の交付

買い取りの際は、事業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格、引き渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面の交付が義務付けられました。

クーリング・オフ

訪問購入でも、書面の交付を受けてから8日間は無条件で契約の解除が可能となりました。クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、事業者はその情報をすぐに消費者に通知することが義務付けられました。

引き渡しの拒絶

訪問購入では、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。また、消費者に迷惑を掛ける行為や、判断力不足に乗じて買い取りをすることなども禁止されました。ただし、次のものは規制対象外です

- ▽規制対象外の物品
- ▽自動車(二輪を除く)
- ▽家具
- ▽家電(携行が容易な物を除く)
- ▽本
- ▽CD・DVD・ゲームソフト類
- ▽有価証券
- ▽【規制対象外の取引】
- ▽消費者自ら自宅で契約締結などを請求した場合
- ▽いわゆる御用聞き取引
- ▽いわゆる常連取引
- ▽転居に伴う売却

◇ 実際に訪問されたら

- ▽売りたくないのなら事業者の話に乗らず、「きっぱりと断る」
- ▽一人で業者に対応しない
- ▽トラブルになった場合や不審に思った場合は、すぐに消費生活センターに相談する